

## 食事提供サービス契約書

株式会社やさしい手（以下、「甲」といいます。）と、入居者\_\_\_\_\_（以下、「乙」といいます。）は、サービス付き高齢者向け住宅「グランドマスト墨田文花」（以下、「本建物」といいます。）において、甲が乙に提供する食事提供サービスについて次の通り契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。

### 第1条(契約の目的)

- 1 甲は清潔な調理場で衛生面に注意を払い、乙が安全かつ安心な食事を召し上がられ、食堂でのお食事を通して、楽しく心安らぐひとときをお過ごしできるよう食事提供することを約し、乙は、その対価として第2条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

### 第2条(サービス料金)

- 1 一食あたりのサービス料金は、以下のとおりとします。  
朝食 540円(税込)  
昼食 648円(税込)  
夕食 880円(税込)
- 2 食事提供の2日前の18時までに、乙より甲に対し、食事のキャンセルの申し出があった場合、食事サービス料金は発生しません。上記の日時以降にキャンセルの申し出があった場合は、前項記載のサービス料金をキャンセル料としてお支払いいただきます。
- 3 甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情等の変動によりサービス料金が不相当になった場合には、乙と協議の上で、サービス料金を変更することができます。
- 4 乙が体調を崩された際には別途220円(税込)でお食事をお部屋まで運ぶサービスも行います。

### 第3条(サービス料金の支払)

- 1 前条のサービス料金について、甲は明細書を翌月20日頃までに乙に送付し、乙は翌月27日頃までに当該請求金額を甲へ口座振替の方法で支払います。
- 2 サービス利用料金とは、前条で定めた朝食、昼食、夕食の料金にそれぞれの喫食数を乗じた合計金額および、前条で定めたキャンセル料、ならびに次条で定める特別食や補助食品等を希望する場合はその実費を含む料金のことを指します。

### 第4条(食事形態)

- 1 乙が介護保険サービスを利用して、下記の食事形態での喫食がケアプランに明記されている場合に限り対応いたします。

- ① 一口、刻み、ミキサー、ムース、全粥
  - ② 糖尿病食、減塩食
- 2 医師の指示により特別な手間、配慮が必要な以下の物は特別食とし、第2条に定めた料金に実費の金額を加算した料金を、乙は甲に支払います。
- ①腎臓病食として、特別な調理を必要とする場合

#### 第5条(契約の期間)

- 1 本契約の有効期間は、本契約締結日から、1年とします。但し、事由の如何を問わず本建物の賃貸借契約が終了したときは本契約も自動的に終了します。
- なお、賃貸借契約の乙の人数が2人以上の場合で、契約名義人または同居人が他界されるか、または、退室されたのちも本物件内に1人以上在住されている場合はこの限りではありません。
- 2 乙または甲いづれからも、契約終了日の1ヶ月前までに、何らの申し出もない場合は、本契約は同一の条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とします。

#### 第6条(甲からの解約・解除)

- 1 甲は、乙の行動が他の入居者の迷惑となるもしくは危害が及ぶ恐れがあると判断した場合、一時的にその行動を抑制し、以下の手続きを行います。
- ①一定の観察期間をおくこと
  - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと
  - ③契約解除の通告について30日間の予告期間をおくこと
  - ④全法の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること
- 以上の手続きののち、なお改善が見られず、食事サービスの提供が著しく困難であると判断される場合には、本契約を解除することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、甲は文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。
- ①乙及びその連帯保証人、身元引受人、残置物引取人、緊急連絡先となる者、成年後見人、任意後見人、代理人、ご家族、乙の関係者等(以下「乙の関係者等」といいます。)が、甲またはその従業員等に対し、暴力・暴言・誹謗中傷・セクシャルハラスメント等のハラスメント行為その他信頼関係を破壊しうる行為を行い、食事提供サービスの継続が困難な場合
  - ②乙または乙の関係者等が、甲またはその従業員等に対して本契約を継続しがたいほどの信頼関係を破壊する背信的行為を行った場合
  - ③乙が正当な理由なく、甲に支払うべき食事サービス料金を、2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず2週間以内に支払われない場合

#### 第7条（秘密保持及び個人情報利用同意）

- 1 甲は、サービスを提供する上で知り得た乙及び乙の成年後見人・任意後見人・代理人・ご家族・ご利用者の関係者等（以下、「ご家族等」といいます。）に関する秘密及び個人情報（以下、「個人情報等」といいます。）について、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も同様とします。
- 2 乙は、次の各号に係る利用目的の範囲内で、甲が保有する乙の個人情報等を使用することに予め同意するものとします。
  - ①個人が特定されない形態での公的統計の資料や学術上の資料への協力依頼に対する利用
  - ②行政機関等からの要求で、法令上応じることが義務づけられている事項に対する利用
  - ③サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査への利用
  - ④サービス提供に係わる事業所等の管理運営業務での利用
  - ⑤緊急を要する場合の医師への連絡等における利用
  - ⑥提供したサービスに対する請求業務などにおける利用
  - ⑦損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等の利用
  - ⑧甲からのサービス向上を目的としたアンケートの依頼のための利用
  - ⑨甲の責任において、委託先（請求書等の郵送物の発送業者・顧客情報管理システムの開発保守業者・コールセンター運営業者・緊急通報会社等）を適正に管理することを条件として甲業務を外部に委託する場合の利用
  - ⑩乙のご家族等への必要な連絡及び連携における利用

#### 第8条（賠償責任）

- 1 甲は、食事提供にともなって、甲の責に帰すべき事由により乙の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、適正な賠償義務の履行を誠実にを行います。
- 2 乙またはご家族等は、乙またはご家族等の責に帰すべき事由により甲社員の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、適正な賠償義務の履行を誠実にを行います。

#### 第9条（緊急時の対応）

- 1 甲は、食事サービスの提供を行っているときに乙に緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかにご家族、主治医または関係医療機関等に連絡を取り、または119番通報や110番通報する等必要な措置を講じます。

#### 第10条（相談、苦情）

- 1 甲は、食事サービスに係る乙からの要望、相談、苦情等に対し誠実かつ迅速に対応します。なお、連絡先は以下のとおりとします。
  - ①やさしい手レストラン事業部：03-5433-5093

②やさしい手総合サポート部 : 03-5433-5513

※受付時間は①②ともに平日の午前9時～午後6時とします。なお、それ以外の時間帯は、やさしい手コールセンターへ自動転送される場合があります。

第11条(信義誠実の原則)

- 1 乙及び甲は信義に従い、誠実に本契約を履行します。
- 2 この契約に定めのない事項については、乙および甲が誠意をもって協議し決定します。

第12条(裁判管轄)

- 1 乙および甲は、本契約に関してやむを得ず訴訟になる場合は、事物管轄の定めに従い、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本契約を証するため、本書を作成し、乙、甲が署名(記名)、押印のうえ、それぞれ1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

(事業者)

住 所 東京都目黒区大橋2丁目24番3号  
名 称 株式会社やさしい手  
代 表 者 代表取締役 香取 幹

印

(乙)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(同居人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印